

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 3-47	墨田区いじめ問題対策協議会		
開催日時	令和5年1月27日（金） 10時00分から 11時00分まで			
開催場所	墨田区役所 17階 第1委員会室			
出席者数	26人			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題	1 区立学校におけるいじめの現状について 2 いじめの防止等の取組について 3 その他			
配付資料	1 区立学校におけるいじめの現状・・・・・・・・・・資料1 2 いじめの防止等の取組状況 (1) 令和4年度 区のいじめの防止等の取組について・・・・・・・・資料2 (2) いじめ・不登校等の早期発見・早期対応のための WEB健康観察システムについて・・・・・・・・資料3 3 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿・・・・・・・・資料4 4 組織体制表・・・・・・・・・・・・・・・・資料5 5 墨田区いじめ防止対策推進条例・・・・・・・・資料6 6 墨田区いじめ問題対策協議会規則・・・・・・・・資料7			

会 議 概 要

1 開会

庶務課長が、協議会の設置経緯について説明をした後、配付した名簿により委員を紹介した。

2 会長挨拶

協議会会長である墨田区長が挨拶をした。

3 区立学校におけるいじめの現状について

指導室長が「区立学校におけるいじめの現状」（資料1）を説明した。

【質疑内容】

（委員）

○スクールカウンセラーについて

- ①配置状況と相談時間はどうなっているか。
- ②相談件数は年間どのくらいあるのか。
- ③相談する対象者は誰か。

○専門職のソーシャルワーカーについて

- ④墨田区の配置状況はどのようになっているか。

（事務局）

①都費スクールカウンセラーは全小中学校に、区費スクールカウンセラーは、12学級以上の小学校と全中学校に配置している。スクールカウンセラーの勤務時間は1日8時間で、その時間内での相談業務となる。

②令和3年度の相談件数の総数は、小学校で8,557件、中学校で2,799件である。
（都区計）

③相談対象者は主に児童・生徒だが、カウンセリングに関して保護者、教員に助言することもある。

④今年度は4名のスクールソーシャルワーカーを配置している。1人当たりの年間の配置時間は720時間である。概ね8時間勤務で週2日の勤務となっている（45日/年）

（委員）

○発達障害児や家庭に困難を抱える児童へのいじめについて

- ①現況はどのようになっているか。
- ②適切な介助員の加配、医療や福祉との連携が喫緊の課題であり、区の対応方針を伺いたい。

（事務局）

①発達障害であることや、家庭に困難を抱えていることを理由にしたいじめは、把握していない。いじめは誰にでも起こりうることであり、誰に対しても絶対に許されることではないということを学校に周知徹底しており、いじめが疑われる場合や軽微なものについても早期に対応して、未然防止できるよう組織的な対応をして、早期の解消を図っている。

②生活指導上の補助として学校支援指導員を全校に配置している。教員の補助として関わることで、子どもたちの安定した学校生活を図っている。また、必要に応じて、子育てや福祉部門などの関係機関とも連携しながら対応に努めている。

る。

(委員)

①資料1の2(1)の電話相談の主訴別件数について、「その他」78件の内訳を伺いたい。「その他」の中でも何か特定の理由に偏りがあるのかどうか。

②資料1の2(2)の相談者別の件数について、小学4年生が多い理由は何か。

(事務局)

①他のどの分類にも当てはまらない内容であり、具体的に何か特定の理由に偏りがあるわけではない。

②アプリの導入が4年生からであるため、まずは使ってみようという児童が多かったものと考えられる。

(委員)

スクールカウンセラーに相談しやすい体制になっているか。

(事務局)

スクールカウンセラーは、都費と区費で1週間あたり2日ずつそれぞれ勤務している。休み時間中に、相談したいときに相談室に行ってドアをロックすれば相談できる体制になっている。事前にスクールカウンセラーの予定表を掲示して、空いている時間に相談するというような予約制のような体制を取っている学校もあり、各学校で工夫していると認識している。

4 いじめの防止等の取組について

庶務課長が「令和4年度の区のいじめ防止等の取組について」(資料2)説明した後、指導室長が「いじめ・不登校等の早期発見・早期対応のためのWEB健康観察システムについて」(資料3)説明した。

【質疑内容】

(委員)

○スクールロイヤーについて

①区が契約している弁護士は学校教育に精通しているか。

②教育委員会を通さずに学校から直接弁護士に相談できるか。

(事務局)

①区が契約している弁護士は区政全体を対象としており、学校教育に特化しているわけではない。しかし、学校担当の指導主事が学校から相談内容を事前に聞き取り、状況を詳しく伝えるとともに、指導主事が同席し一緒になって相談を受けている。

②相談の申請については教育委員会を通すことになるが、その後、弁護士が学校を訪問し、学校が直接相談することが可能である。

5 その他

会長が、いじめの防止等に係る連携について、委員に提案や意見を求め、以下のとおり意見等があった。

(委員)

いじめは未然に防ぐことが大事である。起きてしまった場合には、組織的に早期

	<p>に対応することが重要である。資料1を見ると、軽度の相談が約1,800件となっており、子どもたちの相談に対するハードルが下がってきていると思われる。WEB健康観察システムなどを活用し、子どもたちのちょっとした異変をすぐに察知し、すぐ相談できる体制を整えることが大事である。引き続き、子どもの状況を見ながらいじめの未然防止に取り組んでいきたい。</p> <p>(会長)</p> <p>様々な議論があった。ご協力に感謝する。いただいたご意見は、今後の対策に生かしていきたいと思う。</p> <p>6 閉会</p> <p>会長が閉会の宣言をし、墨田区いじめ問題対策協議会を閉会した。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>教育委員会事務局庶務課</p>